

台湾における県産品プロモーション事業 業務仕様書（案）

1 事業目的

福島空港と桃園空港（台北）を結ぶ定期チャーター便が就航し、今後更なる「ヒット」と「モノ」の交流拡大が見込まれる中、来年1月下旬に、台北市内において福島県の観光や食の魅力の発信を目的とした「福島県観光物産イベント(仮)」(※1)を開催する予定。

本業務では、当該イベント内において福島県産品の試飲試食及び販売等を実施することにより、台湾現地における福島県産品の魅力発信と更なる認知度向上を図る。

※1（公財）福島県観光物産交流協会が公募型プロポーザルを実施する「令和7年度台湾における観光物産イベント」

※2 当事業では「福島県観光物産イベント(仮)」で設置する全20ブース程度のうち、県産品ブースとして6ブース程度の運営等を行うもの。（全ブースの設置・撤去及び一部装飾は上記(※1)の事業にて実施）

2 日時及び場所

日時：2026年1月24日（土）～25日（日）※22日～25日の日程で設営・撤去含む

場所：松山文創園區（No. 133 號, Guangfu S Rd, Xinyi District, Taipei City）

3 委託業務内容

（1）福島県観光物産イベント(仮)における県産品ブースの運営等

ア 県産品の試飲試食及び販売等

- ・イベント会場内6ブース程度（1ブースあたり3m×3m）の県産品ブースの運営を行うこと。6ブース内において、県産品（アルコール類含む）の試飲試食及び販売を行うほか、「ふくしまクリエイティブクラフトアカデミー（福島県事業）」で制作した工芸品を展示すること。（【アルコール類】2ブース、【加工食品】3ブース、【工芸品】1ブースを想定）
- ・試飲試食及び販売する県産品については、30SKU程度（アルコール類及び加工食品）を想定し、別途福島県と協議のうえ選定すること。
- ・イベント開催期間中、商品説明及び試飲試食及び販売を行うスタッフを上記ブースに3名以上配置するほか、事前に取り扱商品の特長等をレクチャーすること。なお、このうち2名以上は、県側のブース対応者とゲストとの通訳（日本語⇄中国語、日常会話レベル可）が可能な者とする。
- ・試飲試食や展示にあたり必要な物品（取り分け用の皿やカップ、ポアラー、アイスバケツ、ピックなど）を準備すること。
- ・販売に必要な機器（キャッシュレジスターなど）を設置し、売上を適切に管理すること。

イ 販促資材等の作成

- ・県産品のPRに効果的な販促資材（販売に必要な値札等も含む一式）を作成し、イベント会場の適切な位置に設置すること。

本イベントで提供が可能な福島県産品の品目や量について、予算の範囲内で提案すること。また、福島県産品のPRに加え、福島県への観光誘客の観点も踏まえた県産品のプロモーション方法など、独自提案を含めること。

（2）「花見酒」の設置・運営

- ・福島県産花きの生産・販売事業者等と連携し、イベント会場内に県産の桜を使用したモニュメントを設置すること。
- ・県産桜のモニュメント周辺で県産酒及び県産加工食品を提供するなど、日本(福島)の「花見」をイメージした企画とすること。また、モニュメントの周辺にカフェテーブル等を設置など、ゲストの滞在を促す工夫をすること。

(3) 県産品の輸出入手続き及び会場への搬入

- ・上記(1)及び(2)で使用する県産品の輸出入手続きを行うこと。なお、取り扱う県産品については全て本事業で買い取ること。
- ・商品の輸送にあたっては、品質管理を徹底のうえ、イベント会場まで搬入すること。

見積の計上にあたっては、当業務内で販売する売上金の収入を見込んだ見積とすること。
また、イベント実施後に余剰在庫の活用方法がある場合は、独自提案に含めること。

(4) イベントの周知・広報

- ・本イベント本体の施工・運営等を行う事業者と連携し、イベントの集客に効果的な広報媒体において情報発信を行うこと。

(5) その他

- ・上記の実施にあたり、県内事業者及びイベントの施工・運営事業者との連絡調整を行うこと。(必要に応じて契約手続きも含む) また、その調整状況については、随時福島県へ情報共有すること。
- ・現地調整等のコーディネート業務を受託者以外の者が実施する場合は、実施体制及びその者の経歴を明らかにすること。
- ・その他事業実施に付随する業務が発生した場合、甲乙協議の上実施すること。

※留意事項

- ・業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを福島県に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・本紙に記載のない事項について、業務が発生した際には、甲と協議すること。
- ・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ・本事業により作成した動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真、チラシ、画像等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲へ納品すること。

4 成果品

- (1) 実績報告書(正副本 1部ずつ)
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ(動画など)

5 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届
- ・統括責任者通知書
- ・実施工程表
- ・業務実施体制図
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届
- ・収支決算書
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

6 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めること。

7 事業実施にあたっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行うものとする。また、福島県は本業務の実施のために必要な協力をする。

8 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。